

京都商工会議所 会員飲食店応援プロジェクト「ちょこっと幸せキャンペーン」
登録飲食店 募集要項(第2版)

1、 趣旨

新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある会員飲食店を、京都商工会議所の会員事業所ならびにその従業員の利用によって応援するものです。
会員による会員応援プロジェクトであり、コロナ禍で減少している会員同士の交流・連携の機会創出にもつなげたいと考えています。

2、 実施期間

会員飲食店の登録募集期間：2020年11月9日～2021年5月31日まで
クーポン利用可能期間：2020年12月1日～2021年6月30日まで

3、 事業概要

- (1)京都市内に店内での飲食が可能な拠点を有する会員飲食店が、本所会員（会員事業所の従業員を含む）が来店時に所定のクーポンを提示した場合、ウェルカムサービス（優待）を提供いただきます。
ウェルカムサービス（優待）の内容は、各店にお任せしますが、キャンペーン参加登録申込時にお示し願います。
（“コーヒーのおかわり” や “串カツ1本サービス” など 飲食店様の過度のご負担にならない範囲で、来店者が嬉しくなるような内容を登録いただけるとありがたく、オマケ大歓迎です。）
- (2)キャンペーンを本所京商支縁サイトにて紹介し、各店の情報を掲載します。
- (3)京都商工会議所は、会員事業所に対して、本キャンペーン登録会員飲食店で所定の期間に使用できるクーポンを配布します。また、本所HPから取得できる電子クーポンも使用可能と致します。
- (4)2020年12月1日から2021年6月30日までの間に、来店者が当該クーポンを持参または提示された場合、クーポン確認の上、貴店が登録したウェルカムサービスをご提供ください。

4、 登録要件

- (1)京都商工会議所の会員で京都市内において店内飲食が可能な店舗
- (2)京都商工会議所会員向けウェルカムサービスの提供を行い、京都商工会議所会員ステッカーを掲出していること
- (3)新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進事業所ステッカーの交付を受け、当該店舗に掲出していること
- (4)暴力団等反社会的勢力の関係者でないこと
- (5)その他、京都商工会議所が不適格と認めた場合は参画資格がないものとする

5、 申込方法

京商支縁サイトの飲食店カテゴリーから必要事項をご入力ください。

6、 クーポン利用規約

- (1) クーポンは京都商工会議所が発行しますが、クーポン提示によるウェルカムサービスは、本キャンペーンに登録する京都商工会議所会員飲食店（以下、会員飲食店）が提供します。会員飲食店が提供するウェルカムサービスは、専用サイトに記載する内容と致しますが、予告なく変更・改定する場合があります。
- (2) 京都商工会議所の会員及び会員事業所にお勤めの従業員の皆さんが、本キャンペーン登録会員飲食店を訪問の上、店内にて飲食する場合に限り利用できます。
- (3) 利用回数は、1回の来店に際して、お一人様につき1件のみ利用できます。
- (4) クーポンの有効期間は2020年12月1日～2021年6月30日です。
- (5) 京都商工会議所は、本キャンペーン登録会員飲食店とクーポン利用者間の紛争等には関与致しません。

7、 事業の終了

本事業は、2021年6月30日をもって終了します。

初版：2020年11月9日
第2版：2021年3月23日